

保健福祉計画等の策定に向けた取組について

新総合計画等の策定に併せて改定することとしていた保健福祉計画については、喫緊の課題である新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応を最優先にしたことに加え、コロナ禍を踏まえた今後の取組の方向性を明らかにする必要性が生じたこと等から改定時期を変更し、令和5年度を始期とする新たな計画として策定することとします。

計画の策定に向けては、保健福祉計画とは別に法令等に基づき策定していた個別計画も含め、保健福祉分野全体の計画体系を再編した新たな計画として策定することとし、以下のとおり取り組むこととしましたので報告します。

1 現行の保健福祉分野における計画の課題

- 急速に進む少子高齢化等により、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において扱う領域が拡大していることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことは難しくなっている。
- 現行の計画体系は、各分野における計画について、保健福祉計画に包含して計画化している法定計画と、保健福祉計画とは別に個別に計画化している法定計画をそれぞれ策定していたことにより、分野ごとの取組内容の全容が把握し難くなっていることに加え、それぞれの計画期間の整合を図ることが困難となっている。

2 新たな計画策定の基本的な考え方

上記の課題を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づき計画を策定する。

(1) より分かりやすい計画体系への再編

- 法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野）の体系ごとに統合・再編した計画とし、区民に対しての分かりやすさを確保する。

(2) 計画目標の統一等

- 各分野別計画の中において、保健福祉分野全体に共通する基本理念や計画推進の方向性を共通に示し、計画全体の目標の統一を図る。
- 地域福祉分野の計画については、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」に位置付け、虐待への対応や福祉人材の確保などの各分野に共通した課題に対する取組の方向性を明らかにするなど、各分野別計画を横断的につなげた包括的な計画として策定する。また、地域福祉を推進するための共通的な取組や、保健と福祉が相互に連携した取組などについては、各分野別計画の中で明らかにする。
- 再編した分野別の計画をまとめて「保健福祉計画」と総称することとする。

(3) 分野別計画ごとの計画期間の整合性確保

- 分野別計画のそれぞれの計画期間については、各分野の法令等で定められた計画における計画期間と整合を図ることとする。

(4) その他

- コロナ禍において顕在化した新たな課題への対応や、アフターコロナを見据えた新たな時代における保健福祉施策の取組の方向性を明確化する。
- 基本構想及び総合計画等との整合を図る。

3 現行の保健福祉計画等の計画期間の終期設定等

(1) 保健福祉計画

新たな保健福祉計画の始期を令和5年度とすることに伴い、現行の保健福祉計画の終期を令和3年度末から令和4年度末に変更する。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画

法定計画である現在の障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画については、計画期間の終期が令和5年度末であり、また、国において令和6年度を始期とする各関連計画等の策定に向けた議論や見直し検討が既に開始されていることを踏まえ、障害者分野と高齢者分野の新たな計画については、令和6年度を始期とする計画を策定することとする。これに合わせ、現行の保健福祉計画に包含する「障害者計画」については、終期を令和5年度末に変更する。

(3) 自殺対策計画

現行の保健福祉計画の計画最終年度と合わせ、令和3年度までの3年間を計画期間としていたが、新たな保健福祉計画の始期を令和5年度とすることに伴い、自殺対策計画の終期を令和4年度末に変更する。

(4) 子ども・子育て支援事業計画

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間であるが、令和4年度に上位計画である総合計画等との整合を図るための中間年の見直しを行う。これに合わせ、新たな子ども家庭分野の計画の計画期間は、令和5年度から令和6年度までの2年間とする。

※ 上記(1)(2)(3)の計画の終期までの間については、総合計画等との整合を図りつつ、取組を進めることとする。

4 策定の進め方

(1) 関係部課長で構成する庁内検討組織を設置し、計画の基本理念・計画の構成等を検討するとともに、進捗管理など全体調整を行う。

(2) 関係する附属機関に意見を聴くとともに、杉並区社会福祉協議会と連携を図り、計画に反映することとする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月	計画案の決定及び保健福祉委員会への報告
12月～	区民等の意見提出手続の実施
令和5年2月	計画の決定・保健福祉委員会への報告